募集要領

「和歌山県こどもの重大事故防止対策事業費補助金」

（認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業）

（第二次募集）

１．補助金について

１－１．補助の目的

認可外保育施設における睡眠中の事故防止対策を推進することを目的として、認可外保育施設の設置者又は運営者に対し補助を行う。

１－２．補助対象事業

認可外保育施設の設置者又は運営者が行う「睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業」であり、次の（１）～（４）を満たすものとする。

（１）対象児童については、０～２歳の児童を対象とする。ただし、３歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると知事が認める場合は対象とする。

（２）対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※機器の選定に当たっては、補助対象事業を行う者において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

（３）本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成２８年３月３１日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

（４）機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

１－３．補助金の対象となる認可外保育施設

認可外保育施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２に基づく届出を行っている施設であり、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成１７年１月２１日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設をいう。

なお、認可外保育施設のうち、児童福祉法第６条の３第１１項に規定する業務を目的とする施設（認可外の居宅訪問型保育事業）及び地方公共団体が運営するものは本事業の対象外とする。

　１施設１回限りの申請のため、第一次募集において申請済の施設については対象外とする。

１－４．補助対象経費

本事業の実施に要する機器等の購入費、リース料、導入費用

１－５．補助基準額

１施設当たり500,000円

１－６．補助率

補助対象経費の４分の３

※算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合、切り捨てる。

２．補助金の申請スケジュールについて

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 申請者 → 県 | 交付申請 | 提出期限：令和７年１０月２０日（月） |
| ２ | 県 → 申請者 | 交付決定 | 県が審査し、認められる場合、交付決定を通知 |
| ３ | 申請者 | 事業実施 | 事業完了期限：令和８年１月３０日（金）**※交付決定よりも前に着手（申込み、契約等）している事業は補助金の対象になりませんので、ご注意ください。** |
| ４ | 申請者 → 県 | 実績報告 | 提出期限：令和８年２月２７日（金） |
| ５ | 県 → 申請者 | 補助金の額の確定 | 県が審査し、認められる場合、額の確定を通知 |
| ６ | 申請者 → 県 | 補助金の請求 | 請求書を提出 |
| ７ | 県 → 申請者 | 補助金の支払い | 交付申請時に登録した口座に支払い |

３．交付申請について

３－１．交付申請における提出書類について

（１）補助金等交付申請書

（２）事業計画書（別記第１号様式）、所要額調書（別記第２号様式）

（３）見積書の写し（機器購入費等の内訳が明記されたもの）

（４）サービスの内容が分かる参考資料（パンフレットの写しなど）

（５）収支予算書（別記第３号様式）

（６）役員等に関する名簿（別記第４号様式）

（７）役員等の氏名を確認するための登記事項証明書又は定款等の写し

（８）口座登録届出票

（９）口座情報等が確認できる資料（通帳の写し等）

３－２．交付申請の提出期限

　令和７年１０月２０日（月）必着

３－３．提出方法、提出先

　・提出方法　電子メール又は郵送

※郵送の場合、提出先に提出期限までに必着

　・提出先　電子メールの場合：nishimura\_h0017@pref.wakayama.lg.jp

　　　　　　郵送の場合：〒６４０－８５８５

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども家庭局

　　　　　　　　　　　　　こども未来課　保育班　西村あて

４．事業実施について

４－１．事業実施について

　・交付申請の内容を県が審査し、認められる場合、交付決定が通知される。

・県からの交付決定を受けてから、申請者は事業に着手する。

　　※交付決定よりも前に着手（申込み、契約等）している事業は補助金の対象になりませんので、ご注意ください。

４－２．事業完了期限

　令和８年１月３０日（金）まで

※上記期限までに事業を完了（サービス提供会社への支払いまで完了）すること。

５．実績報告について

５－１．実績報告における提出書類について

（１）実績報告書

（２）事業報告書（別記第１０号様式）、精算書（別記第１１号様式）

（３）支出を証明する書類（領収書等）の写し（機器購入費等の内訳が明記されたもの）

（４）収支決算書（別記第１２号様式）

５－２．実績報告の提出期限

　令和８年２月２７日（金）まで

５－３．提出方法、提出先

　・提出方法　電子メール又は郵送

※郵送の場合、提出先に提出期限までに必着

　・提出先　電子メールの場合：nishimura\_h0017@pref.wakayama.lg.jp

　　　　　　郵送の場合：〒６４０－８５８５

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども家庭局

　　　　　　　　　　　　　こども未来課　保育班　西村あて

６．補助金の額の確定、請求、支払いについて

６－１．補助金の額の確定等について

　・実績報告の内容を県が審査し、認められる場合、補助金の額の確定が通知される。

・県からの額の確定通知を受け、申請者は県に請求書を提出する。

６－２．提出方法、提出先

　・提出方法　電子メール又は郵送

　・提出先　電子メールの場合：nishimura\_h0017@pref.wakayama.lg.jp

　　　　　　郵送の場合：〒６４０－８５８５

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども家庭局

　　　　　　　　　　　　　こども未来課　保育班　西村あて

７．留意事項

　・本補助金は、令和７年度に限り実施しますので、積極的にご活用いただきますようご検討お願いします。

・本補助金は、「和歌山県こどもの重大事故防止対策事業費補助金交付要綱」に基づき実施しますので、本交付要綱もご確認お願いします。

|  |
| --- |
| 〔お問い合わせ先〕和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課保育班　西村電話番号：０７３－４４１－２４８２メール：nishimura\_h0017@pref.wakayama.lg.jp |